

第4章 史跡指定地の現状・課題

4-1 保存

史跡大安寺旧境内の指定地内には、中世以降の郷の形成や戦後の市街地の拡大等により、既に宅地化した民有地に数多くの人家等が建ち並んでいるため、公有化が進んでいない区域がみられる。また、これらの区域では、年数を経た建築物等も数多く見られるようになってきており、今後建築物等の更新が増加することが予想されるなかで、建築物等の更新による地域住民の生活の継続と遺構の保存の両立が、益々大きな課題になってくると考えられる。

また、数多くの人家等が建ち並んでいることから、主要伽藍の区域においても十分な発掘調査が実施できていないという課題もある。さらに、大安寺旧境内の境内域や構成する各院の配置なども明確になっておらず、今後、さらなる調査研究を推進していくことが求められる。

一方、史跡指定地の周辺地域では、今後、京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジとＪＲ関西本線の新駅が設置され、それらを活かした新たなまちづくりの取組が展開していくなかで、史跡指定地内への住宅等の建設圧力の高まりへの適切な対応や史跡周辺の環境・景観の変化との調整も保存にあたっての重要な課題といえる。

以下、保存の対象となる「本質的価値を構成する要素」と「副次的価値を構成する要素」について、保存の現状と課題を整理する。

ア 史跡の本質的価値を構成する要素

推定される境内区域の区分（図 4-1）ごとに、史跡の本質的価値を構成する要素の現状と課題を整理する。

（ア）堂井僧房等院

【現状】

- ・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』ではA地区にあたり、原則として現状変更を認めない地区とされている。
- ・これまで47次におよぶ発掘調査を実施しているが、人家等が数多く建ち並ぶことなどから、部分的な調査しか行えていない。
- ・調査後は保護層を確保したうえで調査区を埋戻し、地下遺構を保存している。北東中房・北西中房や経楼の一部並びに南大門については、基壇復元や遺構の平面表示を行っている。
- ・史跡指定地内外に跨る形で市立大安寺小学校があり、史跡指定地内には同校のグラウンドやプール、倉庫、放課後児童クラブ（バンビーホーム）の建物などがある。グラウンド部分での発掘調査では、中軸伽藍を成す講堂の遺構などが検出されている。

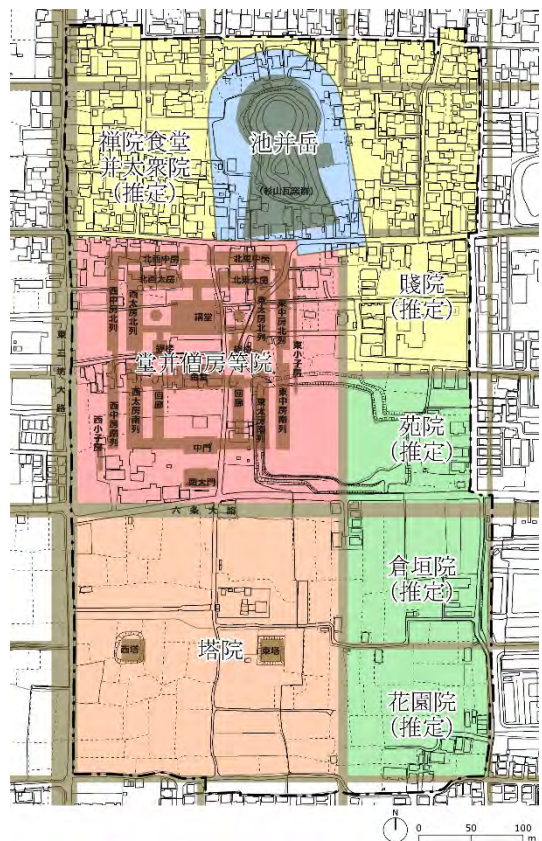


図 4-1 推定される境内区域の区分

- ・南大門、中門などの遺構は現大安寺の境内に位置する。また東太房や回廊の遺構は御霊神社や推古天皇社の境内等に位置する。
- ・東中房南列、東太房南列の遺構は、芝池やその堰堤に存在することが推定されているが、これまで発掘調査を実施できていない。
- ・金堂、北西太房、北東中房、北西中房、北東中房などの遺構が存在することが推定される区域には、人家が建ち並んでおり、特に金堂については、これまで発掘調査を実施できていない。

【課題】

- ・現に人家が建ち並ぶ区域が多く、未調査区域が多く残るが、伽藍の中心的な区域であることから、優先的に遺構の確認を進め、保存の措置を講じていくことが求められる。特に、これまで発掘調査を実施できていない金堂をはじめとした中軸伽藍については、最優先で発掘調査や公有化、保存・活用のための整備等を実施することが求められる。
- ・中軸伽藍を成す講堂の遺構が検出されている市立大安寺小学校のグラウンドについては、今後の史跡の活用に向けて、将来的には小学校グラウンドの移設が求められる。関係部局との調整や地域住民等⁶⁾の意見聴取を行いながら、時期や移設先等について検討を進める必要がある。
- ・建築物等の更新にあたっては、建築基準法に規定される構造耐力を満たすための杭基礎の施工等が必要となり、地下遺構に悪影響をおよぼすおそれがあることから、建築物等の更新と遺構の保存の両立が課題である。
- ・現在の大安寺境内の区域については、現大安寺との調整のもとに、境内における史跡整備を推進することが求められる。

(イ) 塔院

【現状】

- ・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』ではA地区にあたり、原則として現状変更を認めない地区とされている。
- ・これまで、西塔は6次、東塔は3次の発掘調査を実施し、両塔の基壇の遺構等を確認している。また平成30年度の奈良市第146次調査により、塔院北門の遺構を確認するとともに、第143次調査では築地の雨落溝を検出し、塔院を囲む築地があったことが判明している。
- ・塔院地区は約82%の公有地化が完了している。
- ・平成19年（2007）3月に『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を策定し、東西両塔跡並びにその周辺区域の保存・活用のための整備を実施してきた。

【課題】

- ・本計画の内容を踏まえて、『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を見直すなかで、塔院地区の広がりのある空間の活用方策との調整を図りながら、保存・活用のための整備を実施していくことが求められる。
- ・塔院の北を通る六条大路の整備にあたっては、現在その場所にある市道が六条大路の線形と合っていないことから、この整合を図る必要がある。
- ・西・南・東辺で、塔院を囲む築地を確認し、その範囲を明確化する必要がある。

(ウ) 禅院食堂并太衆院、賤院

【現状】

⁶⁾ 本計画書では、「地域住民等」は、史跡大安寺旧境内の区域内の住民（土地の権利者を含む）、現大安寺及び自治会や史跡大安寺旧境内対策協議会、大安寺地区評議委員会などの自治組織・団体に加え、八幡神社やその氏子、市立大安寺小学校に通う小学生など、史跡大安寺旧境内に日常的に関わりをもつ周辺地域の住民を含む用語として用いる。

- ・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、食堂推定区域はA地区にあたり、原則として現状変更を認めない地区とされ、その他の区域はC地区にあたり、史跡の保存上支障のない場合には現状変更を認める（ただし、必要に応じて事前の発掘調査を行う）地区とされている。
- ・当区域は、人家等が密集しているため、十分な発掘調査が実施できていない。これまで実施してきた発掘調査では、大安寺旧境内にかかわる遺構は確認されていないが、禅院、食堂、太衆院、賤院にかかわる遺構が存在することが推定されている。

【課題】

- ・当該区域をすべて公有化して整備することは現実的ではなく、地下遺構を保存した上で、建築物等の更新を行うことにより、遺構の保存と地域住民等の生活との調和を図ることが求められる。

(工) 苑院、倉垣院、花園院

【現状】

- ・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、B地区にあたり、史跡の保存上支障がない地域については、現状変更を認める（ただし、原則として事前に発掘調査を行う）地区とされている。
- ・これまで実施してきた発掘調査では、苑院、倉垣院、花園院にかかわる遺構は確認されていないが、各院を構成する堂舎やそれらを取り囲む築地などの遺構が存在することが推定されている。
- ・非接道農地が多く、これらの区域では農地として耕作が続けられる中で地下遺構の保存が図られているが、道路に接道する当該区域の縁辺部では、農家住宅等の建築物が建築されてきている。

【課題】

- ・『資財帳』では、倉垣院には倉 15（板倉 2、甲倉 13）とみえるが、苑院や花園院は構成堂舎が明らかではない。特に花園院は堂舎自体が存在しない可能性もある。しかし、これらの各院も大安寺旧境内を構成する重要な院であることから、保存と公有化を推進していくことが求められる。

(オ) 池并岳（杉山古墳の墳丘及び周濠、杉山瓦窯跡）

【現状】

- ・『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、C地区にあたるが、保存管理基準ではA地区に準ずるとされ、原則として現状変更を認めない地区とされている。
- ・6次にわたる発掘調査を実施し、平成5年度から平成7年度に保存・活用のための整備を実施した。
- ・平成5年度の杉山古墳の発掘調査の際に前方部の南斜面で6基の瓦窯が検出されている。瓦窯跡については、今後の整備に備えて保護壁を設置して保存を図っている。なお、2号窯は模型展示施設を整備している。
- ・「池」にあたる周濠には、現に人家等が建ち並んでいる。
- ・墳丘上の樹木が高木化し、草も繁茂している。

【課題】

- ・史跡指定地北部の「岳」（杉山古墳の墳丘）は、夏場には草が生い茂り、見学が困難な状況になっているため、管理団体である奈良市を中心に、地域住民等との連携・協力のもとに、草刈りや清掃等の日常の維持管理等を継続的に実施していくことが求められる。
- ・瓦窯跡は、確実な保存並びに積極的に活用していくための措置を講じていくことが求められる。
- ・「池」にあたる周濠の区域においては、地域住民等の生活との調和の視点から、建築物等の更新と遺構保存の両立を図る必要がある。
- ・活用していくためには草木類の生い茂った現状を解消し、常に見学できる状態を保つ必要がある。

(力) 条坊（大路・条間路・坊間路）

【現状】

- ・史跡大安寺境内を通る条坊については、六条大路及び七条条間路を中心に近年調査を実施している。しかし、この他の条間路・坊間路の把握のための調査は実施しておらず、依然として大安寺旧境内の寺域や各院の所在は把握できていない。
- ・六条大路は、平成 29 年度の奈良市第 143 次調査により南側溝の遺構及び北側溝と思われる遺構を確認し、平成 30 年度の奈良市第 146 次調査では塔院北門や南側溝などの遺構、令和元年度の奈良市第 149 次調査では南側溝及び北側溝の遺構を確認し、寺院地に六条大路が東西に通っていたことはほぼ確実と考えられる。
- ・七条条間路は、平成 28 年度の奈良市第 142 次調査により南側溝及び北側溝を確認した。これを受けて、平成 29 年度に七条条間路跡の整備に向けた検討を行ったが、整備には至っていない。

【課題】

- ・六条大路は、位置確認のためのさらなる調査を実施しながら、公有化を推進し、保存・活用のための整備を優先的に実施することが求められる。
- ・七条条間路は、調査成果を踏まえて保存・活用のための整備を実施することが求められる。
- ・六条大路及び七条条間路の実態については明らかになってきたが、その他の条坊遺構は、位置や幅員等を含めて十分に把握できていない。史跡大安寺旧境内の区域を明確にするためにも、旧境内の寺域や各院を囲む条坊遺構の把握のための調査が求められる。

イ 史跡の副次的価値を構成する要素

(ア) 副次的価値を構成する各要素

【現状】

- ・現大安寺の境内は大安寺によって保たれ、各種法会・行事等により往時が偲ばれる。
- ・神社や地蔵・祠、祭礼・行事などの史跡地内の歴史文化資源は、地域住民等を中心に保存・継承が図られている。

【課題】

- ・人口減少や高齢化が進むなかで、神社や地蔵・祠などの日常的な維持・管理や祭礼・行事などの伝統的活動の継承など、史跡地内の歴史文化資源を保護・継承するための担い手の確保・育成が求められる。
- ・今後、活用を推進するなかで、美術工芸品や石造物などの防犯対策や、地域住民等のみならず観光客等も含めた防災対策の強化を図る必要がある。
- ・史跡北部の市街地内の道路は幅員が狭く、歴史的な佇まいを残す一方で、交通上・防災上の危険性が高いことも課題となっている。

(イ) 副次的価値としての史跡地及び周辺地域の景観

【現状】

- ・塔院地区では、草地・広場等の非建蔽地が創り出す空間の広がりによって、東西方向に眺望が開ける。東には若草山などの大和青垣の山並み、西には西の京丘陵を背景に薬師寺東塔も垣間見ることができ、かつての平城京の構造や京城の広がりを感じることができる。しかし、史跡指定地の周辺地域や眺望空間には集合住宅などの中高層建築、ゴルフ練習場、電柱や鉄塔などが位置し、それらが眺望景観に映り込むため、景観的には必ずしも良好な状態とは言えない。

- ・東西に帯状に連なる八幡神社の社叢をはじめ、御霊神社の社叢、現大安寺の寺叢、杉山古墳の樹林などは、緑の塊として地域の景観のランドマークとなる。
- ・杉山古墳の墳丘上で樹林等に遮蔽されていない地点からは、周囲の市街地や山並みを見渡すことができ、史跡大安寺旧境内を望む良好な視点場となり得ると同時に、かつての平城京の構造や京城の広がりを感じられる視点場となり得る。
- ・東から西へと緩やかに下る地形を呈する史跡指定地内には、農業用水路が縦横に巡る。それらはコンクリート護岸であるが、集落内の水景として景観に潤いを与えている。史跡指定地北東部は、農地と宅地が混在し、芝池は、周囲から水面を望むことはできないが、土手の高まりからため池の存在を知ることができると同時に、緑の帯を形成し、緑豊かな自然景観をつくり出している。
- ・史跡指定地北部の古くからの集落の区域には、大和棟の民家や町家、蔵・塀など、近世・近代の伝統的な建造物が数多く残る。集落内の狭隘な道路は、円滑な交通上の妨げとなる一方で、それらの伝統的な建造物や敷地内の庭木等と一体となって、歴史的な風情を醸し出している。

【課題】

- ・史跡指定地北部には、人家等の建物が密集し、市街地が形成されているが、今後、同区域における建築物等の更新が進められる中で、建築物の形態・意匠等についても史跡の価値を損なわないものに誘導していくことが求められる。
- ・南側には住宅団地が史跡指定地の際まで迫り、コンクリート擁壁と住宅の連なりが見える。今後、活用を進めていくなかでは、史跡からの景観や周辺地域の住民のプライバシーの確保に配慮した修景措置などを講じていくことが求められる。
- ・史跡周辺地域の大半は、既に市街地が形成されており、現在は、南西の市街化調整区域に広がりのある農地が残されているのみである。しかし、当該区域も今後、八条・大安寺周辺地区のまちづくりの進展により開発が進むことが想定され、史跡の背景となる景観や史跡からの眺望景観が大きく変容することが想定される。周辺市街地に高い建物が建てられたり、良好な眺望景観を阻害する塔屋や屋上看板などが設置されたりすることにより、眺望景観が阻害されるおそれがある。関係部局との連携・調整を図りながら、史跡内からの周辺地域への景観についても保全を図ることが求められる。



塔院地区から若草山への眺望



ランドマークとなる八幡神社社叢



ランドマークとなる御霊神社社叢



杉山古墳から西側への眺望



大和棟の民家等による町並み



南部に隣接する住宅景観

4－2 活用

【現状】

- ・ 史跡大安寺旧境内では、これまでは積極的な活用を行ってきたとはいえず、地域住民等の憩いの場、学びの場としての活用を中心としてきたが、近年は観光客の来訪も多くなってきている。
- ・ 史跡大安寺旧境内の北部地域は、中世以降に郷が形成された後、戦後、市街地が拡大していく中で数多くの建築物等が建てられ、市街地が形成されてきたため、古くから暮らしの場として利用されてきている。特に、八幡神社や御霊神社、推古天皇社、金毘羅社などの各神社、庚申堂や地藏堂、祠などは地域住民等の信仰の場となっている。毎年10月の体育の日には八幡神社の秋祭りが行われ、神輿が町内を練り歩く。また、毎年7月23日には、地藏堂・祠をもつ町内において地藏盆が執り行われている。
- ・ 現大安寺では、かつての大安寺を偲ばせる行事も行われ、数多くの法会・行事が執り行われている。特に光仁天皇一周忌の齋会を大安寺で行ったという『続日本紀』の記事に因む光仁会は、瘡封じのささ酒祭りとして盛大に行われ、市内外から多くの人々が訪れる。
- ・ 市立大安寺小学校では、史跡大安寺旧境内を地域学習の場として活用する取組を行っており、杉山古墳や瓦窯模型展示施設の見学などを実施している。また、近年は、地域住民により組織されている大安寺地区評議委員会の協力のもとに、塔院地区の水田を利用した田植え・稲刈り体験も実施している。
- ・ 発掘調査を行う過程では、市民等による発掘調査体験や発掘調査成果の現地説明会を行うとともに、出土遺物については、奈良市埋蔵文化財調査センターなどで保管・展示している。平成19年（2007）11月5日～12月26日には「第25回平城京展 並びたつ大塔－大安寺塔跡の発掘調査－」、平成26年（2014）10月22～12月26日には「平成26年度秋季特別展 甦る大寺－大安寺発掘調査成果展－」を開催した。
- ・ 近年は、史跡大安寺旧境内とその周辺地域の歴史文化資源を巡る探訪ツアーなども実施している。平成28年（2016）に開催された「東アジア文化都市2016奈良市」では、史跡大安寺旧境内はアートプロジェクト「古都祝奈良」の展示会場となり、多くの人々が訪れた。

【課題】

- ・ 史跡大安寺旧境内の遺構は地下に埋もれており、また、伽藍枢要部も既に市街化していることから、その価値や魅力が伝わり難いものとなっている。計画的な公有化を図りながら遺構の表示等を進めると同時に、案内・解説板の設置やAR（拡張現実）・VR（仮想現実）などの科学技術の活用、ホームページやパンフレットの作成など、さまざまな手法を用いて価値や魅力を発信していくことが求められる。
- ・ 社会背景が変化する中で、史跡をまちづくりや観光等により一層活用していくことが求められている。特に今後、京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジやJR関西本線の新駅の建設が計画される中で、史跡の整備などを通じて、史跡大安寺旧境内が奈良市南部地域の観光や周辺地域のまちづくりの核としての役割を担っていくことが期待されている。
- ・ 前述のように史跡大安寺旧境内は、これまで積極的な活用を目指してこなかったため、ガイダンス施設やトイレ、駐車場といった便益施設など、活用のための基盤が十分に整っていない。周辺地域のまちづくりと連携しながら、地域住民等や観光客をはじめとした多くの人々が、学習や観光、憩い、交流などに利用できる場としての環境を整え、地域活力の向上を見据えた史

跡の活用を展開することが求められる。

- ・活用にあたっては、史跡大安寺旧境内だけではなく、周辺地域に所在する墓山古墳や野神古墳などの歴史文化資源、奈良市埋蔵文化財調査センターや奈良県立図書館などの文化施設、佐保川の桜並木をはじめとした多様な地域資源との連携が求められる。周辺地域のまちづくりの状況や奈良市が設定している「歴史の道」、観光ガイド等の意見聴取などの必要な調査を踏まえながら、史跡大安寺旧境内を拠点とした観光ルートを検討し、発信していくことが求められる。



光仁会（癌封じささ酒祭り）



市立大安寺小学校の小学生による
瓦窯模型展示施設の見学



市立大安寺小学校の小学生による
田植え体験



発掘調査体験



遺跡探訪ツアー



アートプロジェクト「古都祝奈良」
（足場の塔）

4－3 整備

【現状】

- ・これまでの史跡整備としては、平成5年度から平成7年度は杉山古墳地区、平成9年度から平成11年度は僧房地区、平成10年度から平成11年度は経楼地区、平成13年度から平成15年度は南大門地区の整備（以上、史跡大安寺旧境内第Ⅰ期整備事業）を実施し、平成19年度から平成30年度には塔院地区において、塔院地区第Ⅰ期整備（史跡大安寺旧境内第Ⅱ期整備事業）を実施してきた。
- ・杉山古墳地区の整備では、奈良時代に「池并岳」であったとする記録にしたがい、墳丘には手をいれず、周濠を平面で、くびれ部に葺石を復元している。杉山古墳の解説板や杉山瓦窯跡群の模型展示施設も整備している。
- ・僧房地区の整備では、基壇の復元整備を行い、上面に柱の位置を表示している。整備にあたっては、僧房地区の解説板を設置するとともに、石清水八幡宮への分岐を示す道標も保存して基壇上に設置している。また、平成13年（2001）には、大安寺村の奈良市合併50周年記念として、同区域にかつて位置した大安寺村役場跡の石碑を整備している。
- ・経楼地区の整備では、基壇の平面表示を行っており、史跡大安寺旧境内の解説板と石標も整備している。
- ・南大門地区の整備では、基壇の復元整備を行い、上面に柱の位置を表示している。発掘調査の成果を解説する解説板も設置している。
- ・塔院地区では、平成19年（2007）3月に『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画』を策定して、整備を推進してきた。塔院地区Ⅰ期の整備では、西塔跡は、現存する心礎の露出展示を行い、基壇部は発掘調査前の土壇を活かした表示整備とし、東塔跡は、遺構を損傷しないよう必要な厚さの保護盛土を行った上で壇正積基壇を復元整備した。なお、解説板は可動式の木製の土台にパネルを貼り付けた仮設的なもので、発掘調査の様子などを紹介している。東西両塔の南側の区域については、昔ながらの日本の原風景を彷彿させる景観の形成を目指して、近世の水田耕作時の畦畔を表示し、草花の栽培等をしていくこととしている。
- ・現大安寺では、平成21年（2009）6月に『大安寺 境内整備計画書』を作成し、現境内地に位置する中門、回廊、太房といった遺構の整備についての検討をまとめている。

【課題】

○これまで整備してきた保存・活用のための施設に関する課題

- ・僧房地区の基壇の一部破損や杉山瓦窯跡解説施設の鉄柵の錆、杉山古墳解説板の盤面の割れなど、整備からの時間の経過に伴い老朽化やき損も見られるようになってきている。
- ・史跡地内の各遺構を解説する解説板のデザインの統一が図られていない。

○今後の保存・活用のための整備に関する課題

- ・史跡大安寺旧境内全体の整備の方向性を検討して整備計画を作成し、将来像を見据えた計画的な整備を推進することが求められる。
- ・史跡の価値を確実に保存するための整備に加え、周辺地域のまちづくりの核として活用できる整備を推進する必要がある。特に、ガイダンス施設や案内板・解説板、トイレや駐車場などの便益施設など、観光交流や学習の場としての活用促進を図るための整備の充実が求められる。
- ・史跡大安寺旧境内全体の伽藍配置を示す案内板を設置していないため、保存・活用に向けて整

備していくことが求められる。

- ・ 史跡の価値を保存し、その魅力を分かりやすく伝えていくためには、堂并僧房等院の区域における金堂や講堂などの中軸伽藍を中心とした整備が不可欠であることから、公有化を推進し、保存・活用のための整備を優先的に実施していくことが求められる。
- ・ 六条大路については、調査成果を踏まえて、公有化を推進し、遺構表示等による整備を推進することが求められる。その際、六条大路を踏襲する東西道と考えられる現在の市道が、発掘調査で検出した六条大路の位置から北に寄っており、主要伽藍地区を斜行している状況も鑑み、この市道や周辺地域のまちづくりとの調整および活用方策や周辺景観の検討を踏まえて、史跡の価値を高めるような整備が求められる。
- ・ 七条条間路についても、調査成果を踏まえた整備を実施することが求められる。その際、南側・西側に隣接する住宅地との関係などについての検討が求められる。
- ・ 塔院地区については、本計画の内容を踏まえて『史跡大安寺旧境内塔院地区整備基本計画書』を見直し、計画的に整備を推進することが求められる。
- ・ 現大安寺の境内については、史跡整備との調整のもとに『大安寺 境内整備計画書』を改訂し、遺構の保存・活用と、現大安寺の活動が相互に調和のとれたものとなる整備が求められる。



図 4- 2 これまでの史跡整備

4－4 管理・運営

【現状】

- ・ 史跡大安寺旧境内の管理団体は奈良市であり、管理を奈良市教育委員会文化財課が所管している。そのなかで、市立大安寺小学校の田植え・稲刈り体験のための旧境内における水田耕作については「大安寺地区評議委員会」に、旧境内での花の栽培については「奈良市史跡大安寺旧境内対策協議会」に委託している。
- ・ 指定地内に位置する県道・市道や幼稚園、小学校は、奈良県・奈良市の担当各課が管理している。また、芝池や集会所等は水利組合や自治会をはじめとした地域の関係者が、八幡神社や現大安寺は各々の寺社が管理し、その他の宅地や農地などの民有地は各所有者が管理している。
- ・ 公有地が年々拡大されていくものの、整備が進められておらず、公有化した土地の除草が不十分な状態である。

【課題】

- ・ 数多くの民有地が所在する史跡大安寺旧境内は、管理・運営の主体も多岐にわたり、それらの相互の連携を図りながら、史跡の保存・活用を効果的に推進するための管理・運営体制づくりが求められる。特に、現大安寺との連携・協力体制や地域住民・関係団体等との協働体制づくりが重要となる。
- ・ 史跡大安寺旧境内の価値や魅力を理解し、大切に思う人の輪を広げるとともに、まちづくりへと活かしていくためのリーダーとなる人材の育成が求められる。また、保存・活用の取組を持続的に展開していけるよう、史跡の保存・活用の次世代の担い手を育成していくことが求められる。
- ・ 史跡周辺地域のまちづくりとの連携を図り、史跡をまちづくりに効果的に活かしていくために、関係部局との連携が求められる。
- ・ さらなる調査の推進や、適切な保存措置に基づく積極的な活用の推進に向けて、国や県等の関係機関や専門家等との密な連携体制を構築することが求められる。
- ・ 特に副次的価値については、今後、地域内だけでは保護・継承が困難になっていくことが予想されることから、地域外の人々との連携のあり方を検討し、地域の活性化方策と併せて検討していくことが求められる。